

**令和6・7年度市単事業（債務負担行為）
第3次裾野市環境基本計画策定業務委託 特記仕様書**

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫して提案すること。

第1 業務概要

1 委託業務名 令和6・7年度市単事業（債務負担行為）
第3次裾野市環境基本計画策定業務委託

2 目的

本業務は、第3次裾野市環境基本計画の策定に加えて、地方公共団体の努力義務として策定が位置づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応計画」及び「生物多様性地域戦略」を併せて策定することを目的とする。

3 基本条件

- (1) 計画期間 令和8年度から令和17年度までの10年間
- (2) 策定期間 令和6年度から令和7年度まで
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月6日（金）まで
- (4) 予算額 9,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和6年度 2,960千円
平成7年度 6,240千円

第2 業務内容

1 基本的事項の検討

計画策定の背景、国内外の社会情勢や環境の変化、第2次裾野市環境基本計画の総括（評価）及び第3次裾野市環境基本計画の基本的事項を取りまとめる。

2 基礎調査

(1) 環境の現状把握・整理

既存資料調査により、環境の現状を把握し、本市の特徴や課題を整理する。

なお、環境の現状把握にあたっては、土地利用や植生の変遷等についてのGIS解析を含めるものとする。

(2) 環境関連計画・施策の把握

関連計画や環境関連施策の実施状況等を把握する。

3 意識調査

地域社会の環境に対する意識や取組み状況等を把握するため、郵送法によるアン

ケート調査を実施し、今後求められる施策の方向性を分析する。

(1) アンケート調査の対象者・方法

- ア 調査対象 市民1,000人（一般市民のうち無作為抽出）・事業者100人
- イ 調査方法 往復郵送方式（アンケートの回答は、オンラインも可能とする）

(2) アンケート調査作業

ア 受託者の作業

- (ア) 受託者は、アンケート調査票の作成及び印刷、発送用封筒・返信用封筒の印刷を行う。
- (イ) 受託者は、発送用封筒に宛名ラベルを貼付し、アンケート封入作業・発送作業を行い、調査票を回収する。
- (ウ) 受託者は、調査票を集計し、住民意識・意見の把握及び分析を行う。
- (エ) アンケート発送及びアンケート返信に伴う郵送料は受託者の負担とする。

イ 委託者の作業

- (ア) 委託者は、アンケート対象者の抽出及び宛名ラベルの作成を行う。

4 環境基本計画の検討

基礎調査及び意識調査の結果を踏まえて、課題、望ましい環境政策の方向性（基本方針）、基本目標、指標及び施策について取りまとめる。

あわせて、計画推進体制、進行管理（評価、点検等）の方法についても取りまとめる。

5 区域施策編・適応計画の検討

市域全体の温室効果ガス排出量の現況推計、将来推計（現状趨勢ケース2030年度・2050年度、温室効果ガス削減見込量の試算を含む対策実施ケース2030年度・2050年度）、排出量の削減目標・緩和策・適応策を検討し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画」を作成する。

なお、温室効果ガス削減見込量の試算にあたっては、部門ごとの取組み、再生可能エネルギーに関する取組み、森林吸収量及び国などによる施策波及効果等、指標となる取組みを積み上げるものとする。

6 生物多様性地域戦略の検討

文献調査により、市内の生物多様性に関する情報（動植物目録作成：普通種・レッドリスト・特定外来生物、生物多様性に係る取組み、課題等）を整理するとともに、今後の取組みを検討し、「生物多様性地域戦略」を作成する。

7 各種会議の運営補助

(1) 環境審議会

環境審議会の会議資料原案を作成する。

(2) 庁内会議

庁内会議の会議資料原案を作成する。

8 計画書の原稿作成

各種会議の検討結果及びパブリックコメントの意見集約結果を踏まえて、計画書の原稿を作成する。

9 報告書の作成

上記の策定経過資料を整理し、業務内容すべてを報告書として取りまとめる。

なお、中間報告書の内容は、令和6年度に実施した業務を取りまとめたものとする。

10 打合せ協議

着手時、中間時、納品時を基本として、適宜打合せ協議を行う。

11 成果品

(1) 令和6年度

ア	中間報告書（パイプファイル）	1部
イ	中間報告書データ（電子媒体）	1式

(2) 令和7年度

ア	報告書（パイプファイル）	1部
イ	報告書データ（電子媒体）	1式
ウ	計画書（A4版）の印刷用データ（電子媒体）	1式
エ	計画書概要版の印刷用データ（電子媒体）	1式

12 著作権の帰属等

成果品に係る著作権は、成果品引渡しの時点で受託者から委託者に移転するものとする。

また、受託者は、成果品について委託者に対して著作者人格権を行使しないものとする。